

令和2年12月清須市議会定例会会議録

令和2年12月18日、令和2年12月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部享
11番	岡山克彦	12番	林真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野茂
19番	白井章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫
副市	長	葛谷賢二
教	育	長 齊藤孝法
企	画	部 長 宮崎稔
総	務	部 長 平子幸夫

危機管理部 長	丹羽久登
市民環境部 長	栗本和宜
健康福祉部 長	河口直彦
建設部 長	永渕貴徳
会計管理者	吉田敬
教育部 長	加藤秀樹
監査委員事務局 長	三輪晃司
企画部次長兼人事秘書課 長	石黒直人
企画部次長兼企画政策課 長	後藤邦夫
総務部次長兼財政課 長	岩田喜一
総務部次長兼財産管理課 長	飯田英晴
総務部次長兼収納課 長	三輪好邦
市民環境部次長兼産業課 長	石田隆
健康福祉部次長兼子育て支援課 長	加藤久喜
建設部次長兼土木課 長	松村和浩
建設部次長兼都市計画課 長	長谷川久高
総務部 参事	山下雅也
建設部 参事	大橋秀一
建設部 参事	兼松俊彦
企業誘致課 長	沢田茂
総務課 長	楢本雄介
税務課 長	渡辺由利子
危機管理課 長	舟橋監司
市民課 長	伊藤嘉規
保険年金課 長	篠田敬幸
生活環境課 長	所邦治
西枇杷島市民サービスセンター所 長	北神聖久
清洲市民サービスセンター所 長	葛山悟
春日市民サービスセンター所 長	日比野鋭治

社 会 福 祉 課 長	鹿 島 康 浩
高 齢 福 祉 課 長	古 川 伊 都 子
健 康 推 進 課 長	寺 社 下 葉 子
上 下 水 道 課 長	菅 野 淳
新清洲駅周辺まちづくり課長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	吉 野 厚 之
生 涯 学 習 課 長	辻 清 岳
ス ポ ー ツ 課 長	浅 野 英 樹
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	浅 田 克 幸
議 事 調 査 課 長	高 山 敬
議 事 調 査 課 主 査	鈴 木 結 佳 理

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第67号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 議案第68号 清須市西枇杷島老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3 議案第69号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 4 議案第70号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第9号）案
- 日程第 5 議案第71号 令和2年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案
- 日程第 6 議案第72号 令和2年度清須市介護保険特別会計補正予算（第3号）案
- 日程第 7 議案第73号 令和2年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案

- 日程第 8 議案第 74 号 令和 2 年度清須市水道事業会計補正予算（第 2 号）案
- 追加日程第 1 議案第 75 号 令和 2 年度清須市一般会計補正予算（第 10 号）案
- 追加日程第 2 発議第 8 号 清須市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案
- 追加日程第 3 発議第 9 号 防災・減災・国土強靱化対策の推進を求める意見書（案）
- 追加日程第 4 常任委員会の閉会中の継続審査申出書
- 追加日程第 5 議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書

（ 傍聴者 1 名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (成田 義之君)

おはようございます。

令和2年12月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は21名でございます。

なお、岸本議員より遅れて出席するとの連絡がありましたので、ご報告いたします。

これより、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

当局から、議案第75号 令和2年度清須市一般会計補正予算(第10号)案が提出されております。この議案については、市長より提案説明を受けた後、職員より詳細説明を受け、委員会付託を省略し、質疑、討論の後、採決を行いたいと思います。

また、伊藤議員より、発議第8号 清須市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案、岡山議員より、発議第9号 防災・減災・国土強靱化対策の推進を求める意見書(案)がそれぞれ提出されております。この発議2案件につきましては、提出議員より提案理由及び内容の説明を受け、委員会付託を省略し、質疑、討論の後、採決を行いたいと思います。

また、各常任委員会の委員長から、常任委員会の閉会中の継続審査申出書、また、議会運営委員会委員長から、議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書がそれぞれ提出されております。

これらの案件を日程に追加いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (成田 義之君)

ありがとうございます。

異議なしと認め、日程に追加いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1から日程第8までの案件については、12月4日の本会議において各常任委員会に審査を付託し、十分ご審議いただいたと思いますので、各常任委員会の委員長より、開催の順序に従い審査の内容と結果について報告を求めます。

報告は発言席でお願いいたします。

最初に、10日に開催されました建設文教委員会の報告を大塚委員長より求めます。

大塚委員長。

＜ 建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）登壇 ＞

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

改めまして、皆さん、おはようございます。

議席 7 番、建設文教委員長、大塚祥之でございます。

令和 2 年 1 2 月定例会に上程されました議案のうち当建設文教委員会に付託されました案件について、去る 1 2 月 1 0 日、委員全員出席のもとに午前 9 時 3 0 分より開催し、慎重審議を行いました。その審議の内容と結果について、議案ごとに順次ご報告申し上げます。

最初に、議案第 7 0 号 令和 2 年度清須市一般会計補正予算（第 9 号）案の所管分について、審議いたしました主な内容と結果をご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明が述べられた後に質疑に入りました。

歳入、1 5 款国庫支出金では、委員より、「学校保健特別対策事業費補助金の活用について」との質問があり、当局は、「衛生資材等の消耗品の購入に限定されています」との答弁でありました。

歳入、1 6 款県支出金では、委員より、「教育支援体制整備事業費補助金の補助率について」との質問があり、当局は、「学校施設の消毒・清掃業務を行うスクールサポートスタッフの任用に関わる補助金であり、補助率は 3 分の 2、各小中学校 1 名の配置、補助対象経費は上限額が示されております」との答弁でありました。

歳出、8 款土木費では、委員より、「建設部において、今回の人事院給与勧告により対象となる職員の人数と影響額は」と質問があり、当局は、「対象となる一般職員は 3 2 名で、影響額は 6 3 万 8 千円の減額となります」との答弁でありました。

委員より、「土地区画整理費道路整備事業負担金の増額理由と内容は」との質問があり、当局は、「事業進捗を図るため、区画整理事業内の都市計画道路整備を実施します。具体的には、道路予定地の移転補償費です」との答弁でありました。

歳出、1 0 款教育費では、委員より、「教育部において、今回の人事院給与勧告により対象となる職員の人数と影響額は」との質問があり、当局は、「対象となる一般職員は 4 2 名で、8 2 万 8 千円の減額となります」との答弁でありました。

委員より、「私立幼稚園への入園者が増加している要因について」との質問があり、当局は、「幼稚園は満 3 歳児になると入園できるため、年度途中の入園者の増加が見込まれることや私立

幼稚園授業料無償化について保護者への周知がなされることが要因であると考えています」との答弁でありました。

委員より、「スクールサポートスタッフは小中学校各1名を配置しているが、学校規模により人員を追加して配置する考えは」との質問があり、当局は、「各校に配置している用務員等と協力し、学校施設内の消毒・清掃業務を行うこととしています」との答弁でありました。

委員より、「西枇杷島第1幼稚園の整備費について、この整備費で下水道へ接続する必要性について」との質問があり、当局は、「下水道法に基づき、供用開始エリア内は速やかに接続する必要があります」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第70号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第9号）案については、委員賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第74号 令和2年度清須市水道事業会計補正予算（第2号）案について、当局より議案の説明が述べられた後、質疑に入りました。

委員より、「今回の人事院給与勧告により対象となる職員の人数と影響額は」との質問があり、当局は、「2名で4万6千円の減額であります」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第74号 令和2年度清須市水道事業会計補正予算（第2号）案の所管分については、委員賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設文教委員会に付託されました案件についてご報告を終わらせていただきます。

議長（成田 義之君）

ただいま委員長報告がありましたが、ご質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

質問もないようですので、大塚委員長ご苦労さまでした。自席へお戻りください。

次に、11日に開催されました総務委員会の報告を浅野委員長より求めます。

浅野委員長。

< 総務委員会委員長（浅野 富典君）登壇 >

総務委員会委員長（浅野 富典君）

おはようございます。

議席5番、総務常任委員長、浅野富典でございます。

令和2年12月定例会に上程されました議案のうち、当総務常任委員会に付託されました案件につきましては、去る12月11日午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審議を行いました。これより、その審議の主な内容と結果についてご報告を申し上げます。

それでは、議案第69号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議についてご報告を申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りましたが、質疑はなく、採決を行った結果、議案第69号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議については、全員一致を持って原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第9号）案の所管分についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

まず、歳入では、基金繰入金について委員より、「財政調整基金の現在高について、コロナの影響も含め、どのような運用に努めているのか」との質問があり、当局は、「財政課財政係では、9月補正後の現在高について、21億円前後となるように財政運営を行っています。その内訳は、補正予算や当初予算編成など、年度間の財政調整に対応するための経費として約10億円、東海豪雨並みの緊急災害を想定し、初期の対応を行うための経費として約10億円を確保するように努めています。今回のコロナに関する市の独自施策についても、財政調整基金を取り崩し、速やかに対応することができました。その後、国の地方創生臨時交付金が交付されたため、財源の組替えを行い、財政調整基金の残高を確保することができましたので、財政面での不安を解消しております」との答弁でありました。

また、委員より、「新年度予算での税収をどのように見込んでいるのか」との質問があり、当局は、「現在、新年度の予算編成事務を進めているところであります。市税は大幅な減収が見込まれますが、財政調整基金の活用や臨時財政対策債の発行など、一般財源の確保をしなければならぬと、このように考えております」との答弁でありました。

歳出では、委員より、「会計年度任用職員の報酬が増加しているが、経常収支比率の推移についてどのように分析するのか」との質問があり、当局は、「令和元年度の経常収支比率は90.1%でした。令和2年度から制度変更により、物件費であった臨時職員の賃金が人件費の報酬と

なったため、経常収支比率は大幅に上昇します。経常収支比率については分析の仕方を見直す必要があると考えています」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第70号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第9号）案の所管分については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当総務常任委員会に付託されました案件についてご報告申し上げます。

議長（成田 義之君）

ただいま委員長報告がありましたが、質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

質問もないようですので、浅野委員長、ご苦労さまでした。自席へお戻りください。

最後に、14日に開催されました福祉委員会の報告を白井委員長より求めます。

白井委員長。

< 福祉委員会委員長（白井 章君）登壇 >

福祉委員会委員長（白井 章君）

おはようございます。

議席19番、福祉常任委員長、白井 章でございます。

令和2年12月定例会に上程されました議案のうち当福祉常任委員会に付託されました案件につきましては、去る12月14日、午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席のもと慎重に審議を行いました。これより、その審議の主な内容と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第67号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「改正内容の詳細について」との質問があり、当局は、「地方税法に定める課税所得の控除額が10万円引き下げられたことにより総所得額が10万円上がります。そこで、国民健康保険税の軽減判定所得を33万円から43万円に引き上げることにより、これまで軽減に該当していた対象者が引き続き軽減の対象となるようにするための一部改正となります」との答弁でありました。

質疑終了後、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第9号）案の所管分についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

社会福祉施設費について、委員より、「西枇杷島福祉センター整備費の改修内容と12月補正の理由は」との質問があり、当局は、「西枇杷島児童館移転に伴い、それまで児童館として利用していた部屋を改修し、貸し館として利用するためです。また、現在、福祉センターでの西枇杷島児童館部分を国勢調査の事務室として12月まで利用していることから、令和3年4月から貸し館業務を開始するためには改修費用が必要となるためです」との答弁でありました。

児童館費について、委員より、「会計年度任用職員報酬等の減額補正理由と現在建設中の仮設児童館の使用期間終了後のあり方について」の質問があり、当局は、「新型コロナウイルス感染の関係で、4月、5月の緊急事態宣言中に学校が臨時休業となり、自主登校期間中、放課後児童クラブを利用する児童数が減少したことによるものです。また、現在建設中の仮設児童館は、使用期間終了後、小学校施設の特別教室等として有効活用できるよう小学校と調整をしています」との答弁でありました。

生活保護総務費について、委員より、「生活困窮者自立相談の件数と生活保護制度との関係は」との質問があり、当局は、「18人の方から相談があり、支援の結果、就労につながった方は2件でありました。また、生活困窮者自立相談支援事業は、生活に困窮した方が生活保護申請の前に活用できる施策を紹介し、自立を支援する事業であることから、支援後も生活に困窮する方に対しては生活保護制度にて対応しています」との答弁でありました。

生活保護扶助費について、委員より、「生活保護扶助費の増額補正の内容は」との質問があり、当局は、「医療扶助費分で、4月から8月の実績を昨年度と比べると、入院件数としては174件から240件、入院日数については3千403日から4千328日と増加しております」との答弁でありました。

予防費について、委員より、「新型コロナウイルス感染症対策検査支援におけるPCR検査数の見込みは」との質問があり、当局は、「予算として最大500件を見込んでいます。ただし、濃厚接触者の方や発熱等の症状がある方等の行政検査が優先されることとなっており、実施件数は変動するものと考えています」との答弁でありました。

委員より、「新型コロナウイルス感染症対策検査支援の補助対象者数は」との質問があり、当局は、「65歳以上の方と慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、BM

I 30以上などの基礎疾患をお持ちの方で、医療機関に定期的に通院し、経過観察または治療中の方が対象となります」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号 令和2年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「保険税還付金増額の要因は」との質問があり、当局は、「申告勧奨を強化したことと過年度の修正申告が増えたことや新型コロナウイルス感染症による減免により過年度分の還付が多く発生したことによるものです」との答弁でありました。

質疑終了後、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号 令和2年度清須市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「介護保険の保険者努力支援交付金の内容について」との質問があり、当局は、「保険者が地域の課題分析をして、高齢者の自立支援、重度化予防等に関する取組支援としての保険者機能強化推進交付金に加え、今年度から介護予防、健康づくりの取組を重点的に評価し、配分される交付金になります。評価では、地域包括支援センターとの連携強化の点数が高くなっています」との答弁でありました。

質疑終了後、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第68号 清須市西枇杷島老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第73号 令和2年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案につきましては、当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りましたが、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

以上、福祉常任委員会に付託されました案件についてご報告申し上げます。

議 長（成田 義之君）

ただいま委員長報告がありましたが、質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議 長（成田 義之君）

質問もないようですので、白井委員長、ご苦労さまでした。自席へお戻りください。

以上で、各常任委員会の委員長報告を終わります。

ここであらかじめ申し上げます。

討論については、会議規則第51条の規定により通告制となっており、議案第70号、議案第71号、議案第72号及び議案74号に加藤議員から反対討論が提出されております。

なお、議案第70号で、議案第71号、議案第72号及び議案第74号を併せて行っていただきます。

また、表決については起立により行いますので、よろしく願いいたします。

日程第1、議案第67号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第67号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第68号 清須市西枇杷島老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第68号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第69号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議についてを議題といたします。

採決に入ります。

議案第69号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第70号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第9号）案を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、日本共産党、加藤光則です。

議案第70号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第9号）案について、反対の立場から討論します。

まず、本補正予算案には、感染症予防費として新型コロナウイルス感染症対策検査支援費が含まれ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や感染した場合に重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患を有する者が行うPCR検査の支援を行うなど大変評価するものでありますが、同時に、人事院勧告の実施により、一般職員の給与の減額が804万7千円含まれた内容になっています。

コロナ禍で消費が大幅に落ち込んでいる日本経済を回復させるためには経済の内需主導型への転換が求められており、賃金と同じく、社会的影響力を持つ公務員賃金を引き下げるとは社会政策上も行うべきではありません。民間との均衡を理由に安易に引下げを行えば、公務員の賃金がさらに民間労働者の賃下げを生む悪循環が生じます。これは2000年代の日本経済の低迷を長期化させた原因であり、日本経済を課題とされるデフレを加速させることとなります。

よって、給与の減額が含まれる議案第71号 令和2年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案、議案第72号 令和2年度清須市介護保険特別会計補正予算（第3号）案、議案第74号 令和2年度清須市水道会計補正予算（第2号）案についても同理由で反対するものであります。

以上であります。

議 長（成田 義之君）

討論を終結します。

採決に入ります。

議案第70号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 多 数 >

議 長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第71号 令和2年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第71号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 多 数 >

議 長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第72号 令和2年度清須市介護保険特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第72号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 多 数 >

議 長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第73号 令和2年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第73号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第74号 令和2年度清須市水道事業会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第74号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第1、議案第75号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第10号）案を議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

永田市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市長（永田 純夫君）

それでは、本日追加提案いたしました案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第75号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第10号）案につきましては、国の新型コロナウイルス感染拡大に対する追加経済対策に伴い、依然として厳しい状況にあるひとり親世帯に対し、年内を目途に臨時特別給付金を再支給する補正を行うことといたしました。

補正額は、1千135万円を追加し、予算の総額は371億3千890万8千円となります。

詳細につきましては担当から説明させますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田 義之君）

それでは、追加日程第1、議案第75号について、総務部長より内容の説明を求めます。

平子総務部長。

< 総務部長（平子 幸夫君）登壇 >

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長の平子でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、令和2年度一般会計補正予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

議案第75号でございます。読み上げます。

議案第75号

令和2年度清須市一般会計補正予算（第10号）

令和2年度清須市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千135万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ371億3千890万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月18日提出

清須市長 永田純夫

それでは、2ページをお願いいたします。

今回の補正は、国の新型コロナウイルス感染拡大に対する追加経済対策に伴い、依然として厳しい状況にありますひとり親世帯に対し、年内をめどに臨時特別給付金を再支給する補正を行うものでございます。

歳入歳出の主な内容をご説明いたします。

まず、歳入です。

第15款国庫支出金で母子家庭等対策総合支援事業費補助金1千135万円を増額するものでございます。今回の補正の財源は、全額国庫支出金でございます。

次に、右のページをお願いいたします。

歳出です。

第3款民生費で、新型コロナウイルス感染症の拡大の下、本年8月に児童扶養手当を受給して

いる者などに対して支給した1世帯当たり5万円、第2子以降1人3万円の臨時特別給付金について、その対象者に対し今年中に再支給をするものでございます。

なお、補正増額1千135万円は、前回の給付に係る予算額の執行残額をベースに、今回の給付必要額を勘案して不足額を補正するものでございます。

今回の補正内容は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（成田 義之君）

これより、質疑・討論を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は挙手をし、議長の許可を得てから、自席で議席番号と名前、役職名を述べてからそれぞれ行ってください。

また、討論については挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

それでは、追加日程第1、議案第75号について質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

これで、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

これで、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第75号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、発議第8号 清須市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提出者であります伊藤議員より、提案理由及び内容の説明を求めます。

説明は発言席でお願いをいたします。

伊藤議員。

< 16番議員（伊藤 嘉起君）登壇 >

16番議員（伊藤 嘉起君）

失礼いたします。

議席16番、伊藤嘉起でございます。

発議第8号について説明をさせていただきます。

清須市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年12月18日提出

提出者	清須市議会議員	伊藤 嘉 起
賛成者	同	天 野 武 藏
	同	浅 井 泰 三
	同	白 井 章
	同	久 野 茂
	同	岸 本 洋 美
	同	八 木 勝 之
	同	林 真 子
	同	岡 山 克 彦
	同	野々部 享
	同	飛 永 勝 次
	同	小 崎 進 一
	同	浅 野 富 典
	同	下堂 蘭 稔
	同	富 田 雄 二
	同	松 岡 繁 知

ここで提案理由を申し上げるんですが、大変申し訳ありませんが、少し確認したい事項が生じたので、議長に暫時休憩を求めたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

議長（成田 義之君）

ここで、暫時休憩といたします。

（ 時に午前 10 時 07 分 休憩 ）

（ 時に午前 10 時 19 分 再開 ）

<岸本議員入場>

議長（成田 義之君）

休憩前に続き、会議を開きます。

伊藤議員より提案理由及び内容の説明を再度求めます。

16番議員（伊藤 嘉起君）

大変失礼いたしました。

提案理由といたしましては、議会改革の一環として、清須市議会議員の定数22人を21人とするものでありますが、ご存じのように、長年にわたり議会改革推進等調査特別委員会、あるいは会派代表者会等で議員定数について議論を重ねてまいりました。その間、平成29年には発議案として提出された経緯もございました。しかし、決定には至らず、その後も引き続き議論を重ねておりましたが、昨年の議会改革推進等調査特別委員会において議長団に委ねる決定をされました。今年度に入り、議長団は会派代表者会を招集され、改めて意見の集約、調整がなされました。全ての会派の意見がまとまるものではありませんでした。

その後、同意見の会派間で調整の結果、本市では、人口も増加傾向にもあり、近隣市の状況も鑑みの中で、議員定数22人を21人とする条例改正案を提出するに至ったものであります。

なお、代表者会の経緯、協議、内容については、一人会派の方にも情報提供しながら進めてきましたことを申し添えさせていただきます。

議員各位におかれましては、慎重にご審議の上、発議第8号につきましてご賛同いただきますようお願いをいたしまして、説明といたします。

議長（成田 義之君）

これより、質疑・討論を受けますが、議員の質疑は挙手をし、議長の許可を得てから自席で議席番号と名前を述べてから行ってください。

それでは、どうぞ。

20番議員（浅井 泰三君）

20番、浅井です。

私、この提案については、これは身を削る議決ですから、いろいろ各会派間、そして各議員がこれまでいろんな思いで今日こうして提案するに至ったと思います。何回も何回も各会派間、そしてまた会派に持ち帰って、もちろん一人会派の方はまたそれぞれいろんな考えの下、丁々発止これまで議論をされてきました。

今回、いよいよこの提案をするに至ったわけでございますけど、今、提案者の伊藤議員のお話の中では、採決するに当たって誤解があってははいけませんので、その内容についてもう少し事細かにとまでは申しませんが、許される範囲で、誤解のないように説明が足りないのではないかなど、申し訳ないですけど、もう少し内容をおっしゃっていただければ、各議員間の誤解がないように進められるのではないかなど、採決の前にぜひもう少しご説明をお願いできればと思います。

以上です。

議長（成田 義之君）

伊藤議員。

16番議員（伊藤 嘉起君）

ただいまの浅井議員の質問にお答えいたします。

先ほども申し上げた部分と重複する点もあるとは思いますが、議会改革では結論に至らなかった、そういった中で代表者会のほうで進めたらどうだということで、代表者会、議会議長団のほうをお願いをしたという経緯がございました。

そういった中で、私の記憶だけでは曖昧な部分もございますので、代表者会自体、公式の会でございますので、議事録も取っております。真後ろに議長もおみえになりますので、その部分の詳細については議長のほうからお答えしていただくのが筋かと思いますが、私は、1会派の代表といたしまして、議長の下で開かれた代表者会で4会派集まって協議を重ねた結果、4会派の総意がまとまることはなかったといった中で、不調に終わった公式の代表者会が開かれることができなくなった状況の中で、こちらから清政会代表として、同意されることが出来る他会派の方と協議をさせていただいて今日に至ったということでございますので、私のほうからは、代表者会の中の経緯につきましては議長のほうから発言をしていただくのが筋だと思いますので、よろしく取り計らいお願いいたします。

議長（成田 義之君）

それでは、今、伊藤議員のほうから議長に説明を求められましたので、私から簡単に説明をさせていただきますと思うのですが、よろしいですか。

それでは、多少かぶる点もあるかと思いますが、今、伊藤議員からお話があったように、議会改革推進等調査特別委員会から議長預りということで1年保留しておいたものを、私が議長になりましてからこの問題を取り上げさせていただきまして、4会派の代表の方に3回集まっていたいただきました。そして、それぞれの会派で人数を絞り込む話をさせていただきまして、3回目に会派の皆様へ、一応、21人をお願いしたいということでお話しさせていただきました。

そして、清政会、公明党、市清クラブの方たちには一応21名で了解をいただきました。そして、新世代には何度も個人的にもお話しさせていただきましたが、同意を得られませんでした。

そういう結果において、私の議長の至らぬ点ですね、全員賛成でまとめたところでありましたが、まとめることができませんでしたので、21名を白紙に戻しまして22名で行うということを経済的に11月の末をもって結論に達しました。ですから、私の立場としては、22名という前に戻りましたが、その後、3会派の皆さんのご努力によりまして話し合いを持たれた後、私が呼び出されまして出席させていただきましたので、その中で、皆さんの熱い思いがあったということで今日に至って議員発議となったところでもあります。

説明が足りないかと思いますが、そんないきさつですので、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

伊藤議員、補足がありましたらよろしく願いいたします。

質問していただいて結構です。

ほかに質疑のある方ありましたら、よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

なければ、自席へ戻っていただけますか。よろしいですか。

伊藤議員、ご苦労さまでした。

これで、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

加藤議員、お願いいたします。

1 3 番議員（加藤 光則君）

議席 1 3 番、日本共産党、加藤光則です。

発議第 8 号 清須市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案に反対の立場から討論いたします。

議員定数を現在の 2 2 議席から 2 1 議席に削減するという条例案が発議されたわけであります。内容は、議会改革の一環として 1 削減し、2 1 名にしていくものです。

地方自治体は市長と議員がそれぞれ住民の直接投票で選挙される二元代表制を憲法で定めています。議員は、議会と行政に住民の声を届けるとともに、行政・市長の行政運営を住民の立場から監視し、チェックする大事な役割を持っています。そして、議員は、市民と市政をつなぐ住民自治の大事な担い手です。したがって、議員定数は市民の多様な意見をより正確に反映させることができる議員規模が必要です。

清須市は、2 0 0 5 年と 2 0 0 9 年に二度の合併を経てきました。旧 4 町時代には 5 8 名の議員が存在し、この間、議員の数は 2 2 名まで削減してきました。しかし、逆に人口は増え 7 万人に迫り、住民要求も多様化する中で、市民の要求を市政に反映するためには議員定数の削減ではなく、むしろ逆に、より多様化した住民のニーズに対応できるだけの議員が必要であり、議会議員の質的向上とともに住民のために働くことではないでしょうか。議員が住民の立場に立って住民の声を取り上げ、また、市政をしっかりとチェックすることにより、議会議員というものは必要なんだということを住民に知ってもらうことが大切ではないでしょうか。

議員定数削減は、市民の声を市政に届けるパイプを細くし、議会をますます市民から遠ざけます。改革であるなら議会機能の強化を図り、市民の声を届けるパイプを太くすべきであります。

よって、定数削減する条例案には反対するものであります。

以上であります。

議 長（成田 義之君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

高橋議員。

1 4 番議員（高橋 哲生君）

発議第 8 号 清須市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案

私からは、新世代を代表いたしまして、本条例案に対しまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

議員定数削減は、平成17年の新市誕生以来、清須市議会において継続的に議論されているテーマであります。3町合併時、在任特例により定数46名でスタート、平成18年には24名の議員が初めての市議会議員選挙で選ばれました。その後、平成21年の春日町との合併を経て、平成22年4月30日までは特例で36名となりました。さらに、議会改革推進等調査特別委員会の協議を経て、平成24年3月には議員発議により22名に決定し、平成26年、平成30年の選挙において22名の議員が選出され、現在に至っております。

その間、議員定数削減は議会改革推進等調査特別委員会において継続的なテーマとして議論されてきており、平成29年9月に20の定数が議員発議されるものの、賛成10、反対11で否決されております。

平成30年に改選された後は、議会改革推進等調査特別委員会で鋭意調査を重ねられ、令和元年から議長団預りの案件となり、特に令和2年度の現成田議長の下、会派代表者会議等において鋭意協議がなされてまいりました。その際、各会派等により、それぞれの定数に関する考え方が示される中、協議は不調に終わりましたが、このたび議員有志により、定数改正案が提出されたところであります。

私たち新世代は、取り組むべき政策の一丁目一番地として議会改革を掲げており、これまで議員定数削減を18まで削減すべしと訴え、協議の場に臨んでまいりました。私たちが訴える定数削減の考え方は、まず、現定数が近隣の人口近似自治体と比較し多く、いまだ合併特例の途上であるということ、これは議員1人当たりのカバーする人口が令和元年10月1日現在で本市は3千147名であり、近隣の北名古屋市が4千98人、あま市が4千39人、愛西市が3千496人と、比較しても少ないわけであります。カバーする人口が多くなるということは、議員に必然的に広く住民の意見に耳を傾け、より大所高所から市政に当たる資質を要求されると私たちは考えております。

合併後15年となりますが、いつまでも合併の特例に甘んじることなく真の市議会議員に脱皮することが求められていると。それが清須市政の発展につながるという考えから、概ね人口4千人当たり議員1人を目指すこととし、私たち新世代は18という数字を掲げております。

しかしながら、議員各位それぞれ多様な考えがある中、このたび議員有志16名の中で清須市議会は21の定数でいこうと本議案が提案されたことに対し、これまで長年、議会改革推進等調査特別委員会で重ねられた協議、そして議長団の取回しによる協議、また各会派等の協議、それぞれが困難を究める真剣な協議・調整を長時間にわたり重ねられてきたことを鑑みると、そのプ

ロセスは尊重してしかるべきであり、導かれた結果として一定の前進を評価するものであります。

したがいまして、必ずしも議員定数に関しまして私たちの掲げていた考えと一致はしておりませんが、今後も改革を前進させていくため、議会が一丸となって全力で取り組んでいくことが何よりも大切であると私たちは考えます。

よって、本議案に対しまして、私たち新世代は、改革への新たな誓いの一步として、本議案に賛同することを決意いたしました。

議員各位におかれましては、その点、格別なるご理解を賜り、また、本議案への賛同を心よりお願い申し上げ、新世代を代表いたしましての賛成討論といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（成田 義之君）

天野議員。

22番議員（天野 武藏君）

今の討論者にお聞きしたいことがあるんですけど、特別許していただければお聞きしたいんですけど。

議長（成田 義之君）

許可いたします。

天野議員。

22番議員（天野 武藏君）

22番、天野でございます。

先ほどから提案者とか質疑の中の内容をお聞きしていると、代表者会議できちんと話が進まったということで、私も代表者会議には出ておりませんが、議長から逐次説明は受けておりました。それで、16日に議会運営委員会で賛成者が16名という形で提案されまして、今、賛成討論をされた会派はどうなるかということで、今、賛成されました。そのいきさつ、なぜ賛成討論となったか、僕が聞いていたときは、まだまとまりがなかったということで、こういうふうに出るといことは、まだ、一昨日まで僕も議運の委員長としてそういう理解をしてました。それを今日なぜこんな急に賛成討論となったかということをお聞きしたい。

答えれる、答えれない。

議長（成田 義之君）

天野議員、お待ちください。

高橋議員、答えることはできますか。

14番議員（高橋 哲生君）

賛成討論で話したこと全ての理由なので、その点をご理解お願いいたします。

議長（成田 義之君）

天野議員。

22番議員（天野 武藏君）

これは理解するとして、こういうものは全ての方、全員賛成、反対もあってもいいんですけど、できれば賛成者に名を連ねてほしかった。ですから、16日に提出されてから今日まで、そういうことを私にも何も一言も話もなかった、賛成討論をするならするとか。でしたら、今日の朝でも議運を急遽開いて、こういうことですよということもできんこともない。だから、議会運営をもう少ししっかりと勉強していただいて、こういうことをするに当たってやってほしいと思うけど、議長、どうですか。

議長（成田 義之君）

私個人、議長としての答弁でよろしいですか。

私もとても残念だと思っております。せっかく党派間協議を何度もやらせていただいて、私の努力足らずということで、いきなり今日この賛成討論をやられたということは、私にとっては非常に寂しい話ですわ。ですから、今の議運の委員長のおっしゃることはよく理解しておりますけども、もう私からはこの件については何も申し上げることはありません。

議長（成田 義之君）

天野議員。

22番議員（天野 武藏君）

賛成討論はするというのはいつ聞かれたんですか。

議長（成田 義之君）

今日、朝9時15分頃ですね。

22番議員（天野 武藏君）

僕もまだ本当にさっき始まる寸前に「えっ」という形でされるんでしたら、本来なら、先ほど申し上げたように、賛成者のほうに名前を連ねるべきだと思うんですよ。ですから、もっと早く昨日でもね、こういうふうにしますということを書いていただければ、僕も何とか議長に頼んで議運を急遽開いたりして、賛成者に名前を連ねることもできんことなかった。だから、こういう

ことをされたことの指摘、議運の委員長として非常に寂しい思いであります、この清須市議会としてもね。それだけ申し上げて私は質問をしたんですけど、先ほどのとおりだと言われたもんですから、そのとおりとして受け取っておきます。

終わります。

議長（成田 義之君）

次に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

次に、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

これで、討論を終結いたします。

採決に入ります。

発議第8号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（成田 義之君）

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第3、発議第9号 防災・減災・国土強靱化対策の推進を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者であります岡山議員より、提案理由及び内容の説明を求めます。

説明は発言席でお願いいたします。

岡山議員。

< 11番議員（岡山 克彦君）登壇 >

11番議員（岡山 克彦君）

議席11番 岡山克彦でございます。

発議第9号の意見書案について説明させていただきます。

防災・減災・国土強靱化対策の推進を求める意見書（案）

このことについて、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和2年12月18日提出

提出者 清須市議会議員 岡山 克彦

賛成者 同 天野 武藏

同 同 白井 章

同 同 加藤 光則

同 同 飛永 勝次

同 同 大塚 祥之

同 同 浅野 富典

同 同 富田 雄二

跳ねていただきまして、意見書案を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。

防災・減災・国土強靱化対策の推進を求める意見書（案）

近年、全国各地で風水害や地震を始めとする自然災害による被害が頻発化・激甚化しており、このような甚大な自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、「国土強靱化基本計画」を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、令和2年度までの3年間で集中的に取り組んでいるところである。

本市は、平成12年の東海豪雨により甚大な被害を経験するとともに、南海トラフ地震の発生により大きな被害が予想されており、今後起こり得る大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へつながるよう、国土強靱化地域計画を今年度策定し、国と地方が一体となって計画的に取り組を進める予定である。

よって、国におかれては、地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に対し、補助対象事業を拡充するとともに、必要となる予算・財源を安定的に別枠で確保するなど、防災・減災、国土強靱化対策の充実・強化を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年〇月〇日

愛知県清須市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、

国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災） 宛

以上でございます。

議員各位におかれましては、慎重にご審議の上、発議第9号につきましてご賛同いただきますようお願いいたしまして、説明を終わります。

議長（成田 義之君）

これより、質疑・討論を受けますが、議員の質疑は挙手をし、議長の許可を得てから、自席で議席番号と名前を述べてから行ってください。

また、討論については挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

これより、質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

これで質疑を終了いたします。

岡山議員、ご苦労さまでした。自席へお戻りください。

討論に入ります。

まず、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

次に、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

これで、討論を終結いたします。

採決に入ります。

発議第9号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は可決いたしました。

追加日程第4、常任委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会の委員長より、各所管事務の調査について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がありました。

このことについて、各常任委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(成田 義之君)

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、各常任委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

追加日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がありました。

このことについて、議会運営委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(成田 義之君)

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

以上で、本日の会議日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年12月清須市議会定例会を閉会といたします。

長期間にわたりご審議いただきご苦労さまでございました。

(時に午前10時48分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年12月18日

議 長 成 田 義 之

署名議員 富 田 雄 二

署名議員 下 堂 蘭 稔